

FUTURO

Vol.
22

AUGUST 2022

暑中お見舞い申し上げます。

ロシアのウクライナへの国際法違反の侵攻の終わりが見えません。

これによりウクライナでは、企業経営も生活も大打撃を受けており、世界も戦争の影響をものを受けています。現代において戦争が始まるとは思いもよらなかったのですが、為政者は、武力を持つとこのようになるのかも知れません。

我が国は、平和憲法を持っており、唯一の被爆国です。戦争は絶対にいけません。平和外交に徹して関係国へ働きかけて欲しいと強く思います。

代表取締役・税理士 山本友晴



小国町 鍋ヶ滝

経営理念

- 一、 納税者の権利を護り、税制の民主化に努める
- 一、 中小企業のおきパートナーとなる
- 一、 共に育ちあう環境づくりに努める

令和4年度税制改正のポイント

令和4年度税制改正大綱の内容を踏まえた「所得税法等の一部を改正する法律」が、令和4年3月22日に可決成立し、3月31日に公布されました。主な改正項目をピックアップして、ご案内します。

個人所得課税

住宅ローン控除の延長・見直し

控除率を0.7%に引下げ、適用期限を4年延長(令和7年12月31日までの入居)

- 新築住宅等につき、控除期間を13年へと上乘せ※1
- 所得要件を2,000万円以下に引下げ(令和4年1月1日以後居住)
- 省エネ性能等の高い認定住宅等※2について、借入限度額を上乘せ
- 合計所得金額1,000万円以下の場合、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和
- 既存住宅の要件について、築年数要件を廃止
- 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅は、省エネ基準への適合を要件化
- 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除を最高9.75万円に引下げ(令和4年分以後の住宅ローン控除適用対象者)

※1 控除期間 新築等の認定住宅等：令和4～7年入居→13年
 新築等のその他の住宅：令和4・5年入居→13年、令和6・7年入居→10年
 既存住宅：令和4～7年入居→10年

※2 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅

	改正前		改正後		省エネ性能等 高 低
			令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築・買取再販住宅※3	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円	↑
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円	
	その他の住宅(※4)		3,000万円	2,000万円	
既存住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)		3,000万円		↑
	一般住宅	2,000万円	その他の住宅(※4) 2,000万円		

出典：財務省パンフレット「令和4年度税制改正」(令和4年3月発行) https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei22.html 一部編集

※3 既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅

※4 省エネ基準を満たさない住宅

資産課税

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- 非課税限度額を引下げ、一律に(改正前は、契約時期により異なる)
- 適用対象となる既存住宅の要件について、住宅ローン控除と同様の改正あり
- 令和4年4月1日以降、受贈者の年齢要件を18歳以上に引下げ
- 適用期限を2年延長(令和5年12月31日まで)

非課税限度額	改正前		改正後
	住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	令和3.4.1～12.31	契約締結時期に拘らず
省エネ等住宅	消費税10%適用の住宅用家屋の新築等	1,500万円	1,000万円
	上記以外の住宅用家屋の新築等	1,000万円	
それ以外の住宅	消費税10%適用の住宅用家屋の新築等	1,000万円	500万円
	上記以外の住宅用家屋の新築等	500万円	

法人版事業承継税制に係る特例承認計画の提出期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

- 特例承認計画の提出期限について、1年延長(令和6年3月末まで)
- 特例制度の適用期間は延長なし(従前通り令和9年12月31日まで)

法人課税

中小企業向け賃上げ促進税制の見直し・延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、

- 雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除
- 前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除
- 教育訓練費増加等の要件^{※1}を満たした場合には、税額控除率10%上乘せ
※最大40%の税額控除(税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%)
- 適用期限を1年延長(令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度まで)

※1 教育訓練費増加等の要件:改正後は①のみ

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
 ↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

適格請求書保存方式(インボイス制度)に係る見直し

令和5年10月から始まるインボイス制度に関連し、主に以下を整備

- ① 免税事業者の課税期間中の登録が柔軟に
- ② ①の適用を受ける場合の2年間の課税事業者強制適用
- ③ 仕入明細書による仕入税額控除の適用要件の見直し
買手(課税事業者)は、その課税仕入れが売手の「課税資産の譲渡等」である場合に限り、仕入税額控除ができる
- ④ 経過措置の適用対象となる棚卸資産の調整

①免税事業者について登録日から課税事業者となる経過措置の適用

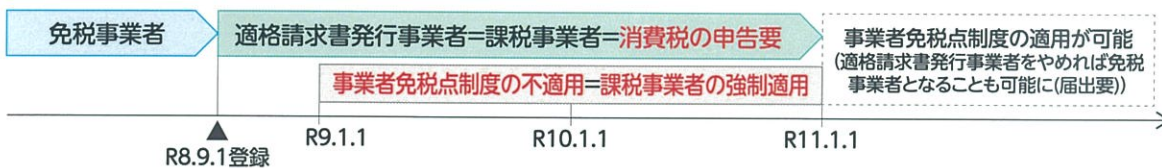
改正前	改正後
令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合

上記の登録申請手続の際に、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

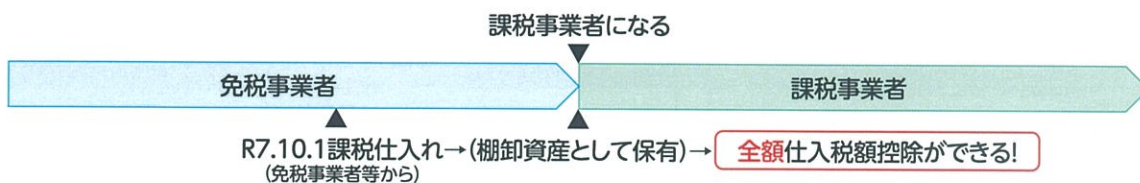
他方、上記以外の課税期間について免税事業者が登録申請手続を行う際は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要になります。この場合、原則として、提出した課税期間の翌課税期間から課税事業者となることから、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1か月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。

②事業者免税点制度(基準期間の課税売上高1,000万円以下の納税義務免除)の不適用

【個人事業者の場合(原則)】



③納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整



免税事業者等からの課税仕入れについては、経過措置として令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%が仕入税額控除できます。ただし上図のように、経過措置期間中に免税事業者が行った免税事業者等からの課税仕入れについて、課税事業者となる日の前日において棚卸資産として保有しているときは、その棚卸資産に係る消費税額の全額が、課税事業者となった課税期間の仕入税額控除の対象となります。

出典：Mykomon「令和4年度税制改正」

SDGsへの取り組み

最近よく耳にするSDGsについて学習しました。

まずSDGsとはなんぞや？

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標

2015年9月国連サミット加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」を誓っています。

17の目標・169のターゲットについて詳細は、外務省ホームページ、国連広報センター (unic.or.jp) の (SDGsとは？17の目標ごとの説明、事実と数字) をご確認ください。

当事務所は数年前に照明器具のLED化とエアコンの取替えて省電効果が得られており、(目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに) に該当していると思います。

今後も17の目標を心がけ取り組んでいきたいと思っております。



【新型コロナウイルスの感染予防対策】

弊社では新型コロナウイルスの感染予防として、次のような取り組みを行っております。

マスク着用により会話や通話が聞き取りにくいなど、ご不便をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクの常時着用を義務付け
- ② 出入り口に手指の消毒薬の設置
- ③ 朝の清掃時、昼食時など、適宜、窓を開けて換気の励行
- ④ 外出から戻った際の手洗い・うがいの励行
- ⑤ 除菌シート・除菌スプレーによるテーブルやドアノブ等の除菌清掃

主な行事予定

令和4年 8月13～15日(土～月) ■ 盆休み

12月28日(水) ■ 仕事納め

12月29日～1月4日(木～水) ■ 年末年始休暇

令和5年 1月5日(木) ■ 仕事始め

毎月1日は『無料相談日』です！

相談内容 ● 相続税 ● 贈与税 ● 所得税 等
税に関するご相談

要予約

お気軽にご相談下さい。
(出張・電話相談も致します)

相続税対策のすすめ

皆さまは相続税の対策は済んでいますか？

相続が発生すると相続税の問題など頭の痛いことばかりです。

事前に相続税の対策をとれば、残された方々の重荷を少しでも減らせます。

当事務所では、相続税のシミュレーションをして、対策のアドバイスができます。

ぜひ一度ご相談ください。

業務内容		報酬	例
相続 シミュレーション	簡易版	無 料	相続税がどのくらいかかるのか概算額が知りたい。また、対策の提案を受けたい方
	詳細版	有 料 (目安10万円)	土地現地調査等でより正確な相続税計算をおこなったうえで、対策の提案を受けたい方
個別相談		有料(5千円/時) 初回無料	相談したいときに、連絡するので相談にのってほしい。
研修講師		無 料	各種団体で、相続セミナーを開催して説明してほしい。

発行者

有限会社九州中央経理
山本友晴税理士事務所

〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目7-6 EL.SOCIOビル2F
TEL.096-370-1722 FAX.096-370-1723 HP:https://www.c-tax2011.co.jp/

個人情報に関して修正、利用停止、削除などの必要が生じた場合には、お手数ですが上記発行者までご連絡いただけますようお願い申し上げます。適宜、ご要望に応じた対応をさせていただきます。